

「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する告示」の概要

1 趣旨

労働保険料は、原則として労働者の賃金総額に基づいて決定されるが、賃金のうち、通貨以外のもので支払われるものの評価については、厚生労働大臣が定めることとされている（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第2条第3項）。

具体的には、厚生労働大臣が定める現物給与の価格（平成24年厚生労働省告示第36号）において、健康保険法（大正11年法律70号）第46条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第22条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第25条の規定に基づき厚生労働大臣が定めることとされている価額（以下「現物給与価額」という。）とともに、その地方の時価によって定められているところ。

今般、より現在の実態に即した現物給与価額とするため、食事及び住宅で支払われる報酬等に係る現物給与価額を改正し、告示するものである。

2 改正内容

今般、直近の統計調査の数字を用いて算出した現物給与価額が現在の価額から変動したため、新たな価額を告示するもの。

※改定後の価額は別紙のとおり。

3 告示期日等

告示期日：平成28年2月23日

適用期日：平成28年4月1日

別紙

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
1 北海道	18,600	620	160	220	240	1,000	時 価
2 青 森	18,600	620	160	220	240	940	時 価
3 岩 手	18,300	610	150	210	250	1,030	時 価
4 宮 城	18,300	610	150	210	250	1,380	時 価
5 秋 田	18,000	600	150	210	240	1,010	時 価
6 山 形	19,200	640	160	220	260	1,180	時 価
7 福 島	18,900	630	160	220	250	1,070	時 価
8 茨 城	18,600	620	160	220	240	1,270	時 価
9 栃 木	18,600	620	160	220	240	1,310	時 価
10 群 馬	18,600	620	160	220	240	1,170	時 価
11 埼 玉	18,900	630	160	220	250	1,750	時 価
12 千 葉	18,600	620	160	220	240	1,700	時 価
13 東 京	19,500	650	160	230	260	2,590	時 価
14 神奈川	19,200	640	160	220	260	2,070	時 価
15 新 潟	18,600	620	160	220	240	1,280	時 価
16 富 山	18,600	620	160	220	240	1,200	時 価
17 石 川	19,200	640	160	220	260	1,250	時 価
18 福 井	19,200	640	160	220	260	1,160	時 価
19 山 梨	18,600	620	160	220	240	1,230	時 価
20 長 野	17,700	590	150	210	230	1,150	時 価
21 岐 阜	18,300	610	150	210	250	1,180	時 価
22 静 岡	18,600	620	160	220	240	1,410	時 価
23 愛 知	18,600	620	160	220	240	1,470	時 価
24 三 重	18,900	630	160	220	250	1,200	時 価
25 滋 賀	18,600	620	160	220	240	1,360	時 価
26 京 都	18,900	630	160	220	250	1,670	時 価
27 大 阪	18,900	630	160	220	250	1,620	時 価
28 兵 庫	18,900	630	160	220	250	1,460	時 価
29 奈 良	18,000	600	150	210	240	1,170	時 価
30 和歌山	19,500	650	160	230	260	1,080	時 価
31 鳥 取	19,200	640	160	220	260	1,110	時 価
32 島 根	19,200	640	160	220	260	1,030	時 価
33 岡 山	18,900	630	160	220	250	1,270	時 価
34 広 島	18,900	630	160	220	250	1,320	時 価
35 山 口	18,900	630	160	220	250	1,040	時 価
36 徳 島	18,900	630	160	220	250	1,100	時 価
37 香 川	18,300	610	150	210	250	1,130	時 価
38 愛 媛	18,600	620	160	220	240	1,080	時 価
39 高 知	19,200	640	160	220	260	1,050	時 価
40 福 岡	18,000	600	150	210	240	1,310	時 価
41 佐 賀	18,300	610	150	210	250	1,080	時 価
42 長 崎	18,600	620	160	220	240	1,070	時 価
43 熊 本	18,900	630	160	220	250	1,120	時 価
44 大 分	18,900	630	160	220	250	1,080	時 価
45 宮 崎	18,300	610	150	210	250	1,030	時 価
46 鹿 児 島	18,600	620	160	220	240	1,040	時 価
47 沖 縄	19,200	640	160	220	260	1,110	時 価

※ 改定箇所は赤字で表示しています。

※ 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合はその価額を「時価」とします。

労働保険徴収法上の賃金

「賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの」をいうところ、一般に、労働協約、就業規則（賃金規程等を含む。）、労働契約などにより、その支払が事業主に義務づけられているものであり、任意的なもの、恩恵的なもの、実費弁償的なものは、「労働の対償」として支払われるものではないので、賃金には該当しない。

現物給与の具体的算定方法

報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第2条第3項に基づき、その地方の時価によって定められることとされている。

【食事の利益が現物給与とされる場合】

- ・住込労働者で1日2食以上給食されることが常態にある場合
- ・上記以外では、次の全てに該当する場合には、福利厚生として取り扱う。

- ① 給食によって賃金の減額を伴わないこと
- ② 労働協約、就業規則等に定められて明確な労働条件の内容となっている場合でないこと
- ③ 給食による客観的評価額が社会通念上僅少なものと認められる場合であること

【住居の利益が現物給与とされる場合】

- ・社宅等の住居施設が供与される場合

（住居施設が供与されない者に対して、均衡を失しない均衡手当が一律に支給されない場合は、現物給与として取り扱わない）

一部負担の場合の取扱い

労働者より負担金を徴収するものは、原則として賃金ではないが、その徴収金額が、告示額の3分の1以下であるときは、その差額部分を賃金とみなす。

1/3

現物給与の価額（告示額）

本人負担

賃金とみなす

賃金とみなさない

本人負担

賃金とみなさない